

木材・木製品の合法性・持続可能性の証明の仕組み（骨子案）

1 合法性・持続可能性の要件

合 法 性：伐採に当たって原木の生産国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

持続可能性：持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

2 合法性・持続可能性の証明

合法性・持続可能性の証明については、（１）の業界団体主導による証明方法があるほか、（２）の森林認証や（３）の個別企業独自の取組による証明方法が考えられる。

（１）業界団体主導による証明

業界団体の認定を踏まえて個別事業体が作成する証明書によって証明する方法。例えば、一般の民有林から出てくる国産材、森林認証を受けていない木材・木材製品が挙げられる。（別紙１）

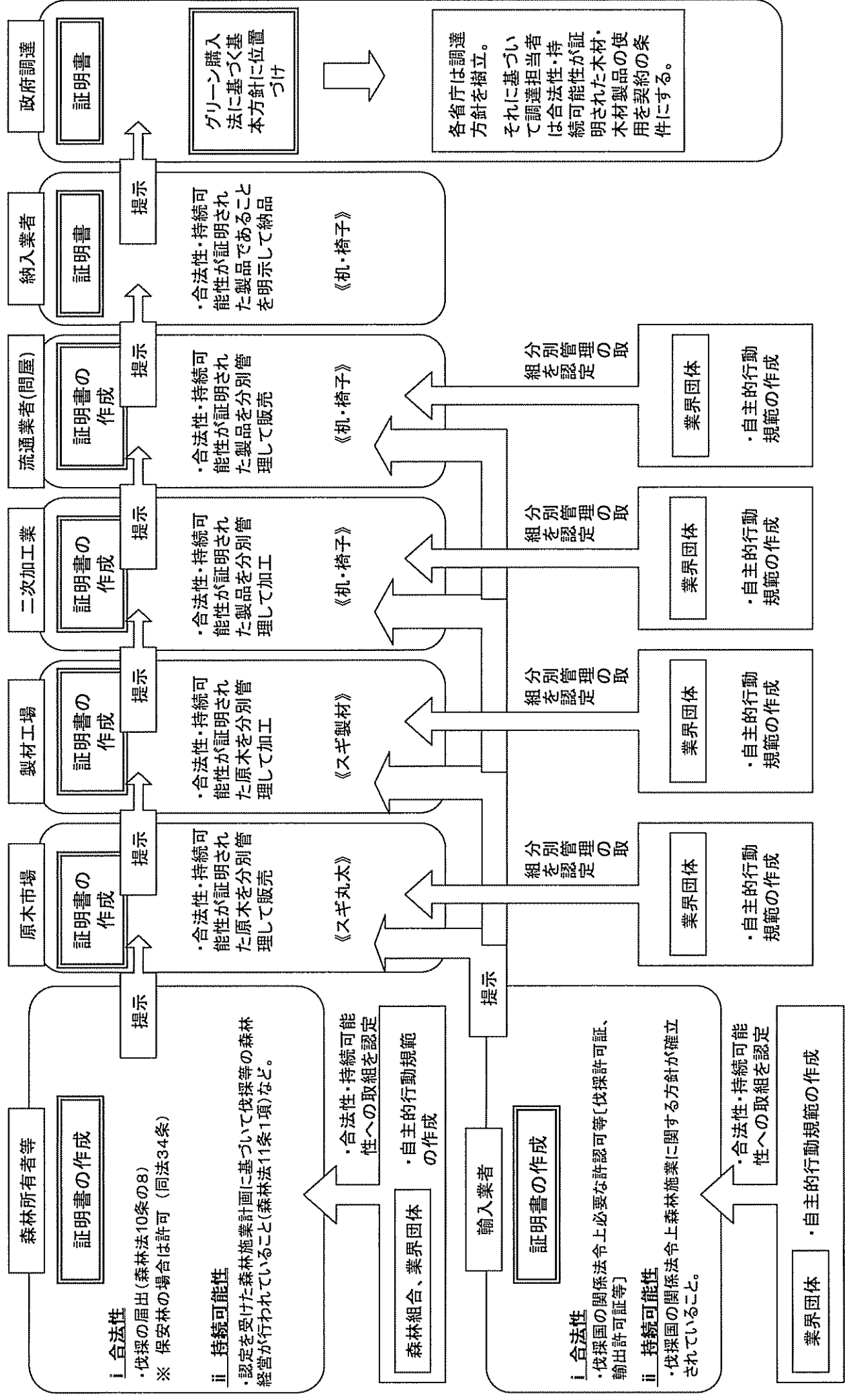
（２）森林認証を活用した証明

第三者機関の認定を受けて取り組まれている森林認証によって証明する方法。例えば、F S C（森林管理協議会）、S G E C（「緑の循環」認証会議）等の認証木材・木材製品が挙げられる。（別紙２）

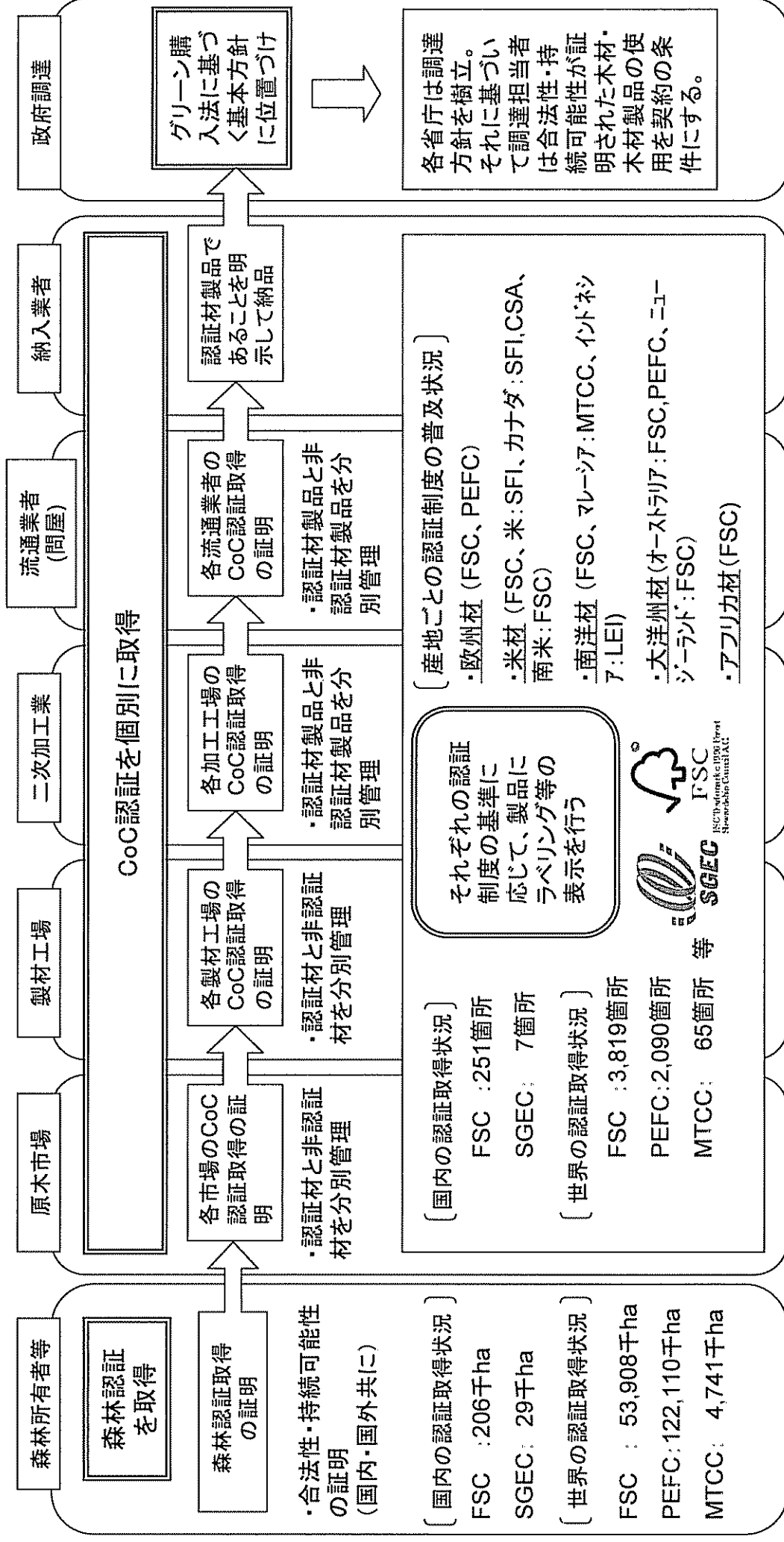
（３）個別企業独自の取組による証明

比較的規模の大きな企業や地方自治体等が独自の取組によって証明する方法。例えば、個別企業が持つ自社林から産出された木材・木材製品、一定の地域から大量にまとめて購入された木材・木材製品が挙げられる。

上記（１）、（３）の場合にあっては、山元から川下までの各段階において、業者は、①原木の合法性・持続可能性を証明し、②これら証明材を非証明材と分別管理し、③以上を確認できる伝票等を適切に保存することとし、これらの証明のチェックの手法を検討中。



森林認証を活用した証明(案)



違法伐採対応関係変更案

2. 紙類

品目のうちバージンパルプを配合する**フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアノ感光紙、印刷用紙**において下記の変更を行う。

【判断の基準】として以下の文章を追加し②以下の項を③以降に変更する。

②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって原木が生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。

【配慮事項】として以下の文章を追加する。

○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

【備考】として以下のような出典根拠を記載する予定。

バージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成〇〇〇〇ガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

3. 文具類

文具類共通として規定している部分を下記に変更する。

【判断の基準】として以下の文章を追加し②以下の項を③以降に変更する。

②木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源である木材は除く）が生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。

③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 50 % 以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって当該原木が生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。

【配慮事項】に追加する。

○金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源である木材は除く）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

○金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

【備考】として以下のような出典根拠を記載する予定。

木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成〇〇〇〇ガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

4. 機器類

機器類共通として規定している部分を下記に変更する。

【判断の基準】として以下の文章を追加し②以下の項を③以降に変更する。

②木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源である木材は除く）が生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m2h 以下又はこれと同等のものであること。

③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 50 %以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって当該原木が生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。

【配慮事項】に追加する。

④金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源である木材は除く）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

⑤金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

【備考】として以下のような出典根拠を記載する予定。

木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成〇〇〇〇ガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

13. インテリア・寝装寝具

ベッドフレームとして規定している部分を下記に変更する。

【判断の基準】として以下の文章を追加し②以下の項を③以降に変更する。

②木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源である木材は除く）が生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m2h 以下又はこれと同等のものであること。

③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 50 %以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって当該原木が生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。

【配慮事項】に追加する。

③金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源である木材は除く）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

④金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の残材等の再生資源であるバージンパルプを除く）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

【備考】として以下のような出典根拠を記載する予定。

木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成〇〇〇〇ガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

17. 公共工事

製材として規定している部分を下記に変更する。

【判断の基準】として以下の文章に修正する

○間伐材、林地残材、小径木、又は、原料として使用される原木（間伐材、林地残材、小径木を除く）は生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。

【配慮事項】として以下の文章に修正する

○原料として使用される原木（間伐材、林地残材、小径木を除く）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

【備考】として以下のような出典根拠を記載する予定。

製材の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成〇〇〇〇ガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

集成材・合板・単板積層材として規定している部分を下記に変更する。

【判断の基準】として以下の文章を②として追加し②以降を③以降に変更する

○木材（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木を除く）が使用される場合にあっては、原料として使用される原木は生産される国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。

【配慮事項】として以下の文章に修正する

○木材（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木を除く）が使用される場合にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

【備考】として以下のような出典根拠を記載する予定。

木質材料の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成〇〇〇〇ガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板として規定している部分を下記に変更する。

【判断の基準】として以下の文章を②として追加し②以降を③以降に変更する

○木材（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木の再生資源である木質材料を除く）が使用される場合にあっては、原料として使用される原木は生産される国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。

【配慮事項】として以下の文章に修正する

○木材（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木の再生資源である木質材料を除く）が使用される場合にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

【備考】として以下のような出典根拠を記載する予定。

木質材料の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成〇〇〇〇ガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。